

第十三回国 参議院文部委員会會議録第三十号

(五八〇)

昭和二十七年五月八日(木曜日)午前十一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田 なほ子君
相馬 助治君
木内 キヤウ君

委員

木村 守江君
白波瀬 米吉君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

衆議院議員

若林 義孝君

政府委員

文部政務次官 今村 忠助君
文部省大学 学術局長 稲田 清助君
文部省社会 教育局長 寺中 作雄君
文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側

説明員

文部省管理局長 柴田 小三郎君
著作権課長 竹内 敏夫君
常任委員 石丸 敬次君
常任委員 会専門員 会専門員

○産業教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案(内閣提出)

○図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(梅原眞隆君) 只今から文部委員会を開きます。

先ず産業教育振興法の一部を改正する法律案について、発議者衆議院議員若林義孝君から提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(若林義孝君) 只今議題となりました産業教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

産業教育振興法は御承知の通り、先きの第十国会において成立したのでございますが、これが実施後の状況に鑑みまして、この法律の目的を達成するためには、更に次の諸点につきまして改正を加える必要があると考えられるに至つたのであります。

その第一点は、第三條の「(国の任務)」の内容が、地方公共団体に対する奨励というところに重点がおかれ、国自体の責任として、国立の学校等に対する任務のあることが明瞭を欠く形となりましたので、誤解を生ずる虞れがありま

すので、この点を修正し、明示しようとするものでございます。

第二点は、「第三條の二」として新たに條文を起しまして、学校における産業教育関係の実験実習から生ずる収益を尊重し、これを従来の予算の外にそれだけ増額して、その実験実習に必要な経費、又はその実験実習に従事する

生徒、学生の厚生経費に充て得るようにしようとするものであります。と申しますのは、産業教育は実験実習が生命でありますから、その効果を十分ならしめるためには、これに相当の経費を充たなければならぬのであります。現在これに対する予算は、一般に極めて不十分であるばかりでなく、実験実習から生ずる収益は、国又は地方公共団体の収入にくみ入れられ、どの程度学校、又は生徒のために還元支出されるかは不明でありまして、生徒、学生の努力の意欲をそぐこと甚だしく、中にはこの収益予算を過大に見積られる結果、教育上幾多の弊害を見つめるのであります。

又一面には、生徒自身も実験実習のために、被服、器具、或いは消耗品費等、相当大きい負担を余儀なくされるものであり、夏期においては又著しい空腹を伴うものであります。これは特に農・工・水産の学校において著しいのであります。これらの事情に顧みまして、この収益を成るべく多くその実験実習のための経費、更に進んでは生徒、学生のための厚生費に充て得るよういたしました。実験実習の教育効果をできるだけ高めようとするものであります。

次に第三点は、「第三條の三」といたしまして、産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇に関し、特別の措置を講ずることを規定するものであります。産業教育は技術教育が重要な部分を占め、実験実習に重点がおかれて

おりますため、優れた技術と経験とを持つ教師を、比較的多数必要とするのであります。現在その資格、定員及び待遇について、特殊性がなお十分に認められておらないのであります。そのため他の学科に従事する教員に比して、その勤務内容も、又時間的にも苦勞が多く、優秀な教員がなかなか得がたいのであります。産業教育の振興のためには、優秀な教員を得ることが最も重要なことでありますので、これらの特殊性に應じた特別の措置を講ずる必要があるものであります。ただその具体的措置については、幾多の法令の改正に待たなければなりませんので、ここには先ずその基本的精神だけを掲げて、今後の方向を指示することといたしたのであります。

最後に第四点といたしましては、「第三條の四」として、この種教育に要する教科用図書は、検定及び発行等について、特別の措置を講じようとするのであります。即ち、産業教育はその内容が多様多岐であり、これに要する教科用図書はその種類が極めて多いにもかかわらず、その各種教科書の所要部数は比較的少ないのを常としております。このためにその編修、検定及び発行には特別の措置を講じなければ、部数の少ない教科書は多くは発行されず、たとえ発行されてもその価格は甚だしく高価となり、教育目的を果す上に、著しい支障となるのであります。

以上その主要な点について申し上げたのでございまして、各位の十分な御審議をいただきます。成るべく速かに本法案を成立せしめられますようお願いいたします次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 次に国立学校設置法の一部を改正する法律案の総括質問を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○矢嶋三義君 ちよつと委員長、議事進行について、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を始めます。次に著作権に関する法律案を議題といたします。文部省の柴田課長がおいでになつておりますから、質疑のあるかたから御質問を願ひたい。

○矢嶋三義君 先般條約局長が来たときに若干聞きたかと思つたのですが、條約局長がお歸りになられて、本日もお見えになつていないようですから、文部省の課長にお伺ひいたします。この平和條約の中に盛り込んである著作権に関する分について、日本側として有利に行かなかつたという点については、岡崎國務相に遺憾の意を表明したことは御承知の通りでございますが、一体條約締結を交渉しておる段階において、文部省は一体どの程度努力したかというところは、それは課長には少し無理かと思ひますが、一応承わりたいと思ひます。と申しますのは、現在列

国は著作権の問題というものは非常に重要視しておるということを承わつておるわけですが、ほかのことならともかくも、こういう文化的問題については、少くとも他国と、私は例はイタリアの場合もありますが、対等のものが認められないという事は、私は考えられない。こういう結果を招来したのには、恐らく文部省の当局の努力も不足であつたらうし、外務当局との連絡も不十分であつたらうし、殊に賠償とか駐留軍とか、こういう防衛的な方面ばかりに気を配られて、我が国が指向しておる文化国家としてこういう著作権のような問題、文化的方面に關しての私は関心が日本政府に薄かつたのじやないかというように考えるのは非常に遺憾に思つておるわけですが、課長の答弁でこの範圍内において答弁願いたいと同時に、こういうものを招来して今後これを如何にこの不利を解決して行かうとしておられるかというところの文部省側の決意を伺いたい。

○説明員(柴田小三郎君) 私の答弁でさる範圍内の程度のことをお答えいたします。この平和條約の締結の際に必ず著作権に關する條項も入ることを私たちはイタリア平和條約の内情からも考えられるものでございましたから、正式に文部省から外務省に申入れるという形はとりませんでしたけれども、私、いわゆる著作権課から当時その事務をやつておりました国際協力課にばしば行きまして、どういふ條項が入つておるのか、イタリア條約とはどういふふうな關係のものがあるのか、その点を再三交渉したのでございます。そのとき私の交渉した相手方はやはり課長でございましたが、その課長も細

かい内容については知ることはできない、又上からも知らされていない。こういうことでございました。この平和條約締結の際には著作権條約がどういふ形に挿入されるかという、そういうことについて文部省としましては、かなり注意を拂つたわけでございますが、外務省のその課長あたりでも、なお上のほうから知ることができないというふうなことだつたのでございます。それでそのほか重要なことについては各省に連絡をしていろいろ條約の内容を外務省としても検討したようでございます。したがれども、その著作権については別に外務省の意向も向うから問合せがなかつたのでございます。

それから第二の御質問のこの不利の点についてどう処置されるか、こういうことでございますが、平和條約第十五條によりますと、解釈によりまして日本側は非常な不利な目に會うこともあり得る、それでございますから今度特例法を作りまして、例えば金の二重取りをされないこととか、期間の延長をできるだけ少くしたいとか、或いは又連合国人以外の手に渡つた著作権は保護する必要はないとか、これは向うのガヴァンメント・セクションのある間に解釈として決定しておき、十五條だけは非常に不利に持つて行かれるものを有利に解決しておきたい、こういうふうにして特例法を第十五條については設けたわけでございます。それからなお平和條約十四條について日本の著作権の外国にあつたものを有利に取扱う、この問題につきましても、この間からたび／＼外務省から答弁もありましたように、文部省と外務省が連絡をいたしまして、今後各国のその情勢

を知りたいと思つております。今のところは例えは戦時中にどういふふうな著作権に對して特例法を設けているかどうか、各国のそういう処置もまだ知ることができない始末ですが、それに對してなお十四條の有利に取扱つてくれるかどうか、これをなお調べて行きたい、そういうふうに思つております。

○矢嶋三義君 あなたは外務省の課長と話をした、正式には文部省からも外務省からも話合がなかつたという答弁ですが、主管課長として天野文部大臣に何らかの進言なり要望をしたのかしないのか、大臣は更に條約交渉に當つての方面にそういう交渉を大臣としてやつたのか、やらないのか、その点どうです。

○説明員(柴田小三郎君) 外務省との交渉につきましては、一応私は局長とは相談いたしました。併しそのことについて外務省へ文部大臣から特に交渉するといふふうなことはしなかつたやうでございます。

○矢嶋三義君 政務次官にお伺いいたしますが、この法案の審議に當つては、文部大臣一編もお見えになつていないのです。本日もお見えになつておられますが、政務次官お見えになつておられますから伺いたします。本法は御承知のように平和條約の著作権の事項を具体化した法律案になつていゝるわけですが、平和條約に盛られていゝる著作権の部分が我が国において不利であつて誠に遺憾であつたといふことは、岡崎國務相も先般本委員会でも表明されたわけでありまして、そこで事務當局に伺つてみますと、この條約締結に當つて著作権の問題については、何ら外務省と文部省との正式交渉もない、

大臣も何ら意思表示をされなかつた。専門家に承りますという、列国では最近著作権の問題を非常に取上げてゐる、我が国では駐留軍の問題とか、賠償の問題とか、そういう方面ばかり條約締結に當つて専念されて、こういう文化的な方面について非常に放置されておつたという点は非常に遺憾だと思つておりますが、今後これを如何に有利に展開して行くかという問題が今後残ると思つてございします。その点について伺いたしますが、平和條約の第十四條に「有利に取り扱ふことに同意する」と云々と表現されておられますが、こんなものは私は頼りにならないと思つて、ついでにはこの「有利に取り扱ふ」を具体化する意味において何らかの通商條約でやるとか、或いは文化條約といふようなものを結ぶといふやうなお考えはないかどうか伺いたしたいと思います。

○政府委員(今村忠助君) 只今文部大臣は衆議院の文部委員会に要求されて出席いたしております。従つてこの條約締結折衝の最中文部大臣が外務當局から何らかの交渉を受けたや否やについては私よく存じておりません。なおこの不利であると思はれる点について文部當局として将来考慮されておるかどうかといふことでありますが、この点についてもまだ具体的に今日省議として諮つたといふやうなことは今のところありません。但し御指摘の点等は速かに研究いたしまして今後善処すべきところはいたして参りたい、こう考へております。

○矢嶋三義君 次に伺いたしたい点は、一九〇五年の十一月十日に東京において調印された日米間著作権保護に關する條約、これは生きるのか生きないのか、と申しますのは、平和條約の第七條の(a)項によつてその末尾に「日本国にこうして通告されないうすべての條約及び協約は、廢棄されたものとみなす」といふのがあります。そこでこれは向う様との交渉で通告をして、そうして今申上げました日米間著作権保護に關する條約が對等の立場で結ばれてゐるのであります、これを生かして約束になつてゐるのかいないのか。

○説明員(柴田小三郎君) この日米間著作権條約の關係は、非常にデリケートな段階になつておまして、不可侵條約とかそういうふうなものは、開戦と同時に形式、内容共に消滅する。但しこういうふうな著作権といふやうなもの、二国間が交戦によつてどういふふうなことになるかといふことは前例がない。今度の日米間著作権條約についても果してそれをどう処置するか、それについていゝる平和條約第七條を設けたやうなことになつたわけでございます。それで一年間以内において有効であるか否か向うから通告して来る、こういうふうな形になりまして、その間はいゝる二国間のやういふやうな文化的條約は形式だけでは存在してゐるが、併し実効はない、そういう形になつてゐたわけでございます。

ところがアメリカ國務省のほうからこの日米著作権條約については、これを一応破棄して置いて、平和條約第十二條によりましていゝる内国民待遇を向うから宣言すると、十二條によつて日本は当然内国民待遇をしなければならぬ、こういうふうな処置をしたい。そういうふうなことを向うから今のところ指示されております。その日米條約

を放棄するといふ点だけの意思は四月二十一日に外務省に來ております。現在それを明確に若し説明するとすれば、一応二国間條約は保護すること、今のところはなない。併し近いうちに第十二條によつて内國民待遇を向うのほうで與えと言へば、それによつて日本も内國民待遇を與えなければならぬ。こゝういふうなる形になる。こゝういふうに解釈されております。

○矢嶋三義君 日米間の著作權保護に關する條約は失効するといふことはそれでわかりました。この條文を見ますと、これは内國民待遇と私は同一内容のものになりはしないか、こゝう思ふのですが、この條約を廢棄して内國民待遇をする、その差はどうなるか、ど

ういふ点か有利になり、どういふ点か不利になるか、私はこの條約は内國民待遇といふことの一言に盡くされるのじやないか、こゝう思ふのですが、専門的な立場で伺いたい。

○説明員(柴田小三郎君) 従来の日米著作權條約は内國民待遇を原則にした條約でございます。併しただ一カ所細訳に關してだけは翻譯は自由である、こゝういふのが内國民待遇をとつていない個所が一カ所あります。日米著作權條約ではそれが眼目になつておる條約でございますが、今度平和條約第十二條によつて相互に内國民待遇を與えるといふことになりましたれば、その翻譯の自由という規定は除かれまして、日本の著作權法の第七條による翻譯權の保護は免効後十年間だけを保護してやらなければならぬ。そゝういふうなる義務が日本のほうに來ますから、やはり十二條による純粹内國民待遇は日本の

ほうは翻譯の点で不利になる、こゝう解釈されます。但し純粹内國民待遇をとるといふことは二三なお日本國として、例へば保護期間の点或いは著作權の保護を與える種類、そゝういふうなるものについてなお考慮しなければならぬといふところがありますので、第十二條の内國民待遇を向うのほうに要求した際に、日本政府としてはなおそれについて保護期間の相互主義、そゝういふうなるものを交渉すべきではないかと事務當局は考へております。

○矢嶋三義君 日米間著作權法に關する條約における翻譯權の自由といふものが喪失されるといふことは、これは業界において私は非常な痛恨事であらうと思ひます。こゝういふ文化的な面でも過去に現存しておつたものが今後も継統されないのであることは和解と信頼の關係として非常に遺憾に思ひますが、それはそこで一応切つて置きました、更にその翻譯權について伺ひたいんですが、政令二百七十二号で、相当不當な取扱方を受けておるものがあつたと思ふのですが、そゝういふ処理はどうするか、その中で特に翻譯權で、翻譯したもののがその權利を原著作權へ移轉するといふうなることになつておるものについておるわけですね、そゝういふものはこれは翻譯權で非常に重要な問題だと思ひますが、どういふうに取扱われるのか、それを伺ひたい。

○説明員(柴田小三郎君) 実はこの点につきまして、私たちが非常に遺憾に思つております。二百七十二号は覺書によつてできました政令でございますけれども、それは一つの私契約に對する二重の公法的な義務を負つたものでございまして、その前に使用者とそ

れから權利者との間に翻譯者の、いわゆる日本人に新しく發生した翻譯者の第二次的著作權を原權利者に移轉する、こゝういふうなることは誠に妙な契約でございます。そゝういふうなる契約をしたことについては非常に遺憾に思つております。それにつきましてそゝういふうなることを聞いた直後、文部省としましては、文部大臣からマツカーサー元帥に對しまして日本の著作權者が非常にかわいそうである、であるからその立場を考慮して翻譯者の權利は日本人に又返してもらえないか、こゝういふうなるベティションを出したことがございまして、それが取上げられませんでしたので、なお引續き文部省としては、民間側と懇談しまして、官民一体になつて翻譯者の保護をこの点に圖りたい。これはくれぐれも相談して來たことでございまして、遂に美を結ばずに現在に至つて來たわけでございます。併しこのことについてはなお努力したいのでございまして、一説に聞きまして、フランス側ではすでにこの翻譯者の權利は返してもよろしい、こゝういふうなることを言つておることを聞きまして、なお政府としましては、いづ／＼これから大使館あたりに交渉しまして、戰時中に特にこゝういふうなる、こゝういふうなる特殊な扱いを受けたものは正常な形に返してもらいたい、これを交渉したいと準備しております。

○矢嶋三義君 そゝういふ戰時中に不當な取扱を受けた者については、イタリア條約の場合には抗議する方法があるわけですね。日本の場合にはそれを抗議する方法がないわけでしょう……答弁して下さい。それから政務次官が次にどういふうお考えであるか、一條條約締

結に當つて文化的な方面にどれだけの關心を文部省は持つておつたのか。そゝういふ答弁も政務次官からお伺ひしたい。

○説明員(柴田小三郎君) この翻譯者の權利を原權利者に移轉するといふ契約は、いわゆる民間の人たちと權利者との間にいゝやうな合意によつてなされた契約、一応表面はそゝうなつております。それでこの翻譯者の權利を原權利者に移す、こゝういふうなる條項を入れ

た契約に判を押さなければ、いわゆる私契約を結ばなければ、當時としては翻譯出版物を出すことができない、こゝういふうなる形に追込まれてゐたわけでございますから、少くとも表面は私契約、そゝういふうなることになつてゐたわけでございます。こゝういふうなることにつきましてGHQのほうはそゝういふうなる條項を入れる契約書を交換し、又民間側もそれに調印した。調印する場合政府としては殆んどそれを関知することができませんでそのことが行われた。暫らくのあとに文部省として直後それについて適當にそゝういふうなる條項は削除すべきである、こゝういふうなることは民間側にも極力望みまし

きただけ早く翻譯出版物を出したいといふことで、こゝういふうなる契約を交したものと解釈されるのでございまして。先ほども申し上げましたように……
○矢嶋三義君 それは不當な扱いを日本人は受けたわけですね。
○説明員(柴田小三郎君) 併し出版者は契約をしなければ契約しなくても済んだわけでございます。

○説明員(柴田小三郎君) 必ずしも覺書や何かによつて民間人が契約せられたのではなくて、やはり任意な契約になつております。それで契約者の權利を原權利者に移すことは契約として一つの形だろつと私は思ひます。併し翻譯者の立場も一応考慮されなければならぬので、そゝういふことを聞いたあと、文部省としてそゝういふうなる処置を講じたわけでございます。

○矢嶋三義君 あなたはそゝういふうに言われているが、日米間著作權法に關する法律は翻譯權は自由だといふのが、條約を結んで生きて來たわけですから、そゝういふうになつてゐる。それで不利な取扱を受けたとは言へないでしようかね。

○説明員(柴田小三郎君) CIEがこゝういふうなる行政を行つたのは、いわゆる著作權の存否とか、そゝういふうなる点でやつたものではございませんで、御承知のように一応出版物の検閲をあそこはしたわけですね。いわゆる検閲のために日本に翻譯物をどういふものを利用したのか、こゝういふうに解釈されます。
○矢嶋三義君 政務次官、さつきの答弁を求めます。
○政府委員(今村忠助君) この問題について詳しい研究はいたしておりませんが、占領下におきます差別的ないろいろな点が若しあつたといひますならば、今後研究いたしまして独立回復後の日本といたして極力これが是正に努めたいと考へております。
○矢嶋三義君 これから努力されるという点は多々ありますが、條約を締結する前に、私は文部省としてはやつ

て頂きたかつたわけですね。この條約は非常にさういふ面からいつて不満なものだといふことを岡崎國務大臣自身認められておるわけですから、さういふ條約を結んだ、さういふ交渉をした政府にその責任があると思ふのですが、おそまきながらこれから文部省が權を縮めてさうしてこの解決に政務次官第一線に立つて頂きたい。これは私は強く要望して、ほかのかたも質問があるようでありまうから、このくらいで……

○相馬助治君 文部省へ伺つておきまうが、この委員会が岩間委員から外務事務を担当していた岡崎國務大臣に質問があつて、この著作權に關して日本側が不利でないのかという質問に對して、最初條約局長その他は、何ら不利にはなつていないといふような説弁を弄していただですね。現に事實は如何と申すことができません、遂に西村條約局長は兜をぬいで曰く、誠に不利であつて私もこれを極めて遺憾としますと、さういふやうなわけだつたのです。そこで私が伺いたいことは、この立法に當つて、政府側は外務省の意見をよく叩き、外務省の今後の肚をよく確かめていなかったのではないかと。逆に言いますと、外務省は條約を締結する前の作業の面において、文部省側の意見といふものを確かに聞いていなかったのではないかと、さういふことを私は今日非常に深く思つておるわけですね。そこでですね、私は具体的な問題を担当の課長から伺つて念を押しておきたいと存じます。

第一点は、この法律は日本国内において連合国並びに連合国人が持つてゐる著作權について拡大解釈されること

のないように作られたものである、さういふふうに今私は了解して、先般は外務省に向つて質問をしたわけですね。さういふ意味から言へば、この立法は必要なのだ、私のその解釈は誤つていないかどうかを、順序が逆になつたけれども、文部省側から承つておきたいことが第一点。それから第二点は、現実の問題として一人のアメリカ人が著作權を持つてゐる。それをイギリス人に譲り渡した。或る日本の出版会社がその事情を知らずしてアメリカ人に契約金を拂つて、著作權、翻訳權でもよろしい、この場合……それを譲り受けた。あとでこのイギリス人から抗議が出た。さういふ紛争に關しては、最終的にはこの国内法だけで片付けてしまふことができるのであるかどうか。果してこの法律だけで以てさういふトラブルが起きたときに、日本人のこの出版会社の利益といふものが守られるのかどうか。さういふことを具体的に承つておきたいと思ひます。

その次の問題は、御承知のように平和條約によれば、ロシア、中共、さういふ國々とは結んでいない。而もロシア文學といふものが日本の文學に占めてある領域といふものは広いし、又量的に見ても、重いものです。さういふ翻訳の問題等については現実の問題として、文部省としてはさういふふうに取り扱つて行くことに相成るか。具体的に言へば、ロシアとこの種の條約が結ばれていないのを奇貨として、道義心の欠けた或る出版会社があつて、さうしてこのロシア文學の極く最近のもので翻訳して、これをどん／＼出版して、その利益を独占するといふやうな現実の問題が起きた場合には、一体どうするのだ、ロシアの者共は我々と平和が回復してないのだからかまわな

いといふやうなわけに行かんことは、これは國際信義上はつきりしておると思ふので、さういふ具体的な問題についてはさういふふうな相成るか。さういふふうにするつもりですとさういふことを聞いておるのじやなくて、私の言うのは、この法律が施行された場合にはどういふ取扱になるのだといふことを、極めて事務的に聞いておるのであつて、一つ担当の課長から明快な、素人の私も納得するやうな表現で一つ御回答願ひます。

○説明員(柴田小三郎君) 第一の御質問でございまして、この特例法は平和條約の第十五條(c)項の條約違反にならぬ程度において規定されたものでございまして、拡大解釈はされてないない。第二点の問題でございまして、これは第七條によりまして、第三者の對抗要件を持たない権利者に対しては、日本の使用者はその紛争に巻き込まれない、さういふふうに解釈します。それから第三番目のロシアとの關係でございまして、翻訳、演奏その他は自由でございまして。

○相馬助治君 その前段の質問に對する答へですが、この法律案は大体對日平和條約第十五條(c)項を國內立法化したものです。そこで日本側に有利なやうに解釈するためにこの立法が必要だ、さう言つておるけれども、これは相手のある話です。その外国側が果して我々が考へておるやうに好意を持つてやつてくれるかどうか問題なんです、その場合……従つてさういふ具体的な問題が起きたときには大丈夫なんだ、さう言うけれども、現実の問

題として、國際的なトラブルになるわけですね。さうするといふ機構で如何なる條約によつてこれが解決されるのだからといふ答弁を聞かないことには、大丈夫だといふあなたのお話ですが、私は安心するわけには参らないわけですね。従つてそのことを私は聞いておるのです。国内的には問題がないとして、相手のあることですから、日本人がさういふトラブルには巻き込まれないとあなたはおつしやるけれども、先ほど私が挙げた実例の場合にも、日本人自身の意思如何にかかわらずさういふトラブルに巻き込まれる危険性なしと断定できない。従つてこれらの關連を私は事務的に伺つておるのです。事務的な解釈を伺つておるのです。

○説明員(柴田小三郎君) 國際條約の解釈によつて紛争の起きたときは、國際裁判によつて解決されるわけでございます。併し私たちがこの特例法を現在作つたから、一方的に日本政府だけが勝手に解釈して作つたのではなくて、いわゆるGHQの承認を得て作つた。さういふ形になつております。この國際裁判においてそれがどう解釈されるかといふことは、いわゆる連合國人が一應承認した、さういふやうな國內法の形がその際非常に有利に働く結果を持つものとするわけですね。

○相馬助治君 速記をとめて下さい。

○委員(梅原眞隆君) 速記をとめて。

午前十一時四十九分速記中止

午後零時二分速記開始

○委員(梅原眞隆君) 速記開始。

○矢嶋三義君 議事進行について。今日は質疑も一應終つたようですから、この程度で質疑を打ち切つて、明日又やることにしたらどうかと思ひます。

○委員(梅原眞隆君) それでは圖書館法に少し入つて頂けませんか。これは相談ですが、どうですか。圖書館法の一つ総括質問を願ひませんか。

〔異議なしとす〕

○委員(梅原眞隆君) それでは圖書館法の一部を改正する法律案について、総括質問を願ひます。質疑のおありのかたは質疑を願ひます。

○矢嶋三義君 お伺ひしたい第一点は、圖書館法を制定されて以來の概況については、一応資料で頂いておりますが、その概況を骨子を承りた

それから第二点は、明年度の予算案を見ますと、公立圖書館の運営費補助は、約二百三十万ほど減額になつてゐるのですが、これはさういふわけか。本法案の提案理由を見ますと、圖書館の拡充強化のためには、延いて社會教育振興のためには、これに従事するところの職員の量的並びに質的な確保が重大である。その立場からこの法案は提案されてゐるわけでございますが、圖書館への運営補助費なんというものは、むしろ増額されることが社會教育振興の一端になるのではないかと思ひますが、相当膨大な額が減額されてゐるようですが、その理由を承りた

○政府委員(寺中作雄君) 圖書館法施行以來の圖書館の現況について申し上げますと、圖書館の現在の館数は、大体九百四十四館でございます。それから蔵書の数は、昭和二十六年三月におきまして、八十二万五千冊になつてお

りまうが、その概況を骨子を承りた

が、大蔵省との交渉のときはどういふふうに運ばれたのでありますか。図書として図書館の質的な向上を図るということが私企画されて然るべきではない

らいたい。それを又私どものところで
いろいろな観点から審査いたしまし

委員仰せの通りモデル的に仕上げると
いうような意味も含めて、僅かではあ

るという点を頭に入れられまして、政務次官は特に自由党の御出身ではありません。

ますし、公務員として、勿論政務次官としても今後この方面に格段の御配慮を切に要望いたしておきます。

○高田なほ子君 去年は一千百人の図書館に勤務される職員の講習が終つて、本年は二千名の講習を受けられるというような準備をなされておるといふお話を提案理由の中から私伺つておるのですが、それに対するこの財政的な裏付けであります、ちよつとそれを、数字を聞かしてくれませんか。

○政府委員(寺中作雄君) 今年度の図書館職員講習のための経費は二百万円を計上しております。

○高田なほ子君 この二百万円の経費で講習を受けるかたの負担はどういうふうになりますか。全額負担になるのですか、交通費とか宿泊費とかいろいろあると思いますが、その割合をちょっと聞かして下さい。

○政府委員(寺中作雄君) これは講習
実施のための経費でございます、講
習生の旅費等はこの中に入っていない
のであります。

○高田なほ子君　その旅費はどこから
どんなふうに出されるのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 原則としては実は自己負担の形になっておりますが、各府県等において特にこの仕事の重要性を考へて旅費の一部を地方公共団体で負担してもらうというところも相当あるようであります。

○高田なほ子君　そうすると資格を得るためには、原則として旅費が自己負担になるといふことになるのですか。そういうことはこれはいいことなんでしょうか。悪いことなんでしょうか。どう考えられますか、困つておるのじやないのですかね、講習を受けられるかたが、そ

の実情を少し聞かしてくれませんか。

○政府委員(寺中作雄君) 正式の図書館職員として、まあいわざみずから資格を高め、みずからの力を付けるためでありますから或る部分はこれは自己負担でやるべきかと思ひますが、併しまゝ同時に国全体として図書館職員の素質を向上するという目的があるわけでございまして、地方公共団体において負担できる限りはして頂いたほうが有難いというふうに考えております。

○高田なほ子君　これは教員の講習の場合にも非常に問題になつた点であるので、社会教育だからといつてこれを看過するわけにはいかないと思う。現に今のお説のように、旅費その他の宿泊費、つまり資格を獲得するために自己負担の仕方で行われているといふことになれば、これは折角の資質向上というお考えはその人の非常な犠牲の上に行われるということは非常に遺憾千万だと思ふ。これに対して文部省としても、こういうことはいとはお考えになつていらつしやらないと思ひますが、将来こういう資質向上のための費用というものは何らかの形で組織意思を持つておられるのか、どうですか、そこをお聞かせ願います。

○政府委員(寺中作雄君) 政府の財政が許すならば、政府としてできる限りのいわゆる旅費の補助というようなこともすべきであると思うのでありますが、こういう種類の講習も現在いろいろたくさん種類の種類がございます、こゝまでに手が及ばないという現状でございます。私どもとしましては、できるだけ国としてもそういう補助ができる限り国としてもそういう補助ができる限り

ように努力してみたいと思つております。

○高田なほ子君 次に次官にお伺いしたいのですが、お説によれば現在図書館は増加しておりませんけれども、社会教育の重要性に鑑みて本年度は昨年度よりも大幅な人員の養成のための費用さえも組んでおるわけでありませう。

こういうことは私大変結構だと思ひ、逐次そういう方向に行かれると思ひ、うのでありますが、教員の場合にはむしろ教を減らすというような方向に行つてゐるようですけれども、社会教育とこの教育問題というのは切離すことができないにしても、社会教育のほうに少し力を注ぐと全般の教育というものの中に少しマイナスが来るということになつて行くのは甚だ遺憾だと思ふのですが、この車の両輪の関係をどうお考えになりますか。逐次にずつと殖やして

○政府委員(今村忠助君) 御質問の点でありますが、この学校教育の教員という点につきましては、必要の数は当然維持するのに努めなければならんと考へるのであります。社会教育は先ほども申すように、まあ進歩の度合から申せば学校教育のあとになつたという点は私どもも認めておるのであります。が、今順次経済的事情等の許す範囲内においてできるだけだけの努力を続けるわけでありませう。ただ社会教育に力を入れたから学校教育方面が劣つたというふうなことのないように努めるつもりであります。本年度の予算の上で、学校教員の数が多少減じたといふので、学校が事実であつたといつたしまして、それは社会教育に力を入れた結果からだといふような関連性のあるものと

考えないのであります。この点は将来
両々相待つて充実するように努力いた
したいと考えております。

○高田なほ子君 図書館の職員を殖やす等については、提案理由の中に、早急の問題が生じて参つたとあるわけな

んですが、その早急の問題ということ
が、私は余りはつきりわからない。こ
れを読んでもわからない。そうして、
誠に皮肉な伺い方をするようで恐縮な
んでございますが、先頃の講和條約簽
効に際しての決議案を、参議院の本会
議で以て決議したわけです。百五十二
名ですか、九名ですかの多数で。議員
提案による決議、あの中で、大屋晋三

さんが第一番に提案理由の説明の中で言われたことは、国民の思想統一の強化を図りという言葉が、あつた。社会教育の普及ということについては、私はこれは当然しなければならぬ問題だと思ひますが、あの提案理由の説明の、国民思想の統一を図るための……強化である……というような、これは大麥皮肉な見方なんです、一連の緊

がりを、私たちは太平洋戦争の体験から感得しておるわけなんですけれどもここでそうだと言うわけには行きますまいけれども、こちらの関連をどうも申上げにくいのですが、そういうものに関連が一体あるのかないのか、ないならないと言つてもいいと思います。

「ないと言ふのだらうね」と呼ぶ者あり
 ○政府委員(今村忠助君) 仰せの通り、全く関連はありません。いわゆる必要からということば、年々この図書館利用者の数が非常に殖えつつあるという点から考へるのであります、やはり一般に、社会的に図書館の利用度というものは高まつて参つたと思ふの

であります。これに対処すると申しま
すか、応ずるために人の養成もする、
施設もする、こういう努力を、まあい
たしておるわけありますが、なお不
十分なものがあるということは我々も
認めておるのであります。

○木村守江君 この司書及び司書補の
有資格者が多くなつたということは学
校図書館の運営上非常にいいと思うの
です。ところが、ここをちよつと伺い
たいのですが、『職員』の下に（大学
以外の学校に附属する図書館の職員）
とありますね。この図書館の職員とい
うのは、現在どういう人がなつており
ますか。

○政府委員(寺中作雄君) この大学以外と申しますと小、中学校、高等学校でございしますが、そういうところで図書館或いは学校図書館を持つておるわけでありまして、先生のうちの特に図書館事業に興味を持ち、又その方面の技術を持つておるような方が關係をしていろいろ図書館の世話をしておられる次第であります。

○木村守江君　そうすると、学校図書館では司書教諭というのがありますが、司書教諭というものは備員ですか、今のお話は……。

○政府委員（寺中作雄君）　司書教諭と仮に呼んでおるかも知れませんが、司書教諭という正式の法律的な資格のもの

のは現在ないのであります。司書教諭という制度をこの際図書館事業充實のために作る必要があるという議論が、相当ございまして、その方面について研究を進めておる次第であります。

○木村守江君 私はやはり図書館運営の上からいってもやはり司書教諭とい

う職制化を図つたほうがいいと思ひますので、参考までに意見を……。

○岩間正男君 この一定の資格のない者はこの講習を受けられないという理由はどこにあるのか。図書館の職員は司書と司書補がその講習を受けるのです。一定の資格が出ておらず、資格がなくて受けられない、それはどういふのですか、どういふ意味なのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 資格がない者といふことは、いわゆる臨時免許状だけを持つておる者を除く外しておるものであります。図書館の世話をするために、やはり正式の教育課程に相当通じておる必要があるのです。臨時免許状の者だけを除外しておる形でございます。

○岩間正男君 そのままでこの制限をやはりする必要はありますか。そういう人材があれば、それを道を開けて行けるような組織にしたほうがいいと思ひます。不便は実際起りません。そういう資格はないけれども、実際は非常に図書館の中でいろいろ町の人々と接触を持つておる、そしていて運営もなかなかに慣れている。こういう人も事実あり得ると思ひます。私たちが推測ですけれども、そういう人たちがそういう考えでやつて行けば図書館は社会化されて行くに持つておると思ひます。ところが一方資格というところ、どうもそういう資格免状で半壁式に迎つて行く、そうすると職階制を強化する、問題になる点はさつき高田君が問題にした。これを政務次官はそういうような関係はない。こういうことを言われておりますが、私たちは社会教育法並びに図書館法の審議の際二年くら

い前から問題になつて来ておる。そういう役人、役人の系統下において、そうして何かやはり地方から合流する、ために非常に便利な態勢の方向にだん／＼持つて行く。そういう方向が多いので、もつとやはり地域社会なら地域社会のそこに本當に同化したところの、独自の方策をそこに打立てて特色のあるものを、個性のあるものを郷土に作つて行くという方策が、却つてこういうことによつて阻害されて、統一されて国家統制の方向に向つておる、こういうこともやはり司書、司書補の今の資格の問題にも現れておる。と考へるのであります。こういう点はどう解釈されますか。誰でもいいじやないですか、資格がなくなつたつて、私は力さえある者なら受けるべきだ、こういうふうにも思ふのだが、なぜそういう資格というところで限定するのであるか。特にこれは社会的な関連を持つて図書館であります。そして而も発生においては少くとも社会的な社会教育といふものはこれは国民的教育だ。下から、そのよういふ民主的な形によつて発生したといふことを建前にしたのであります。実際はどうだか知りませんが、そういうことを建前にして大宣伝の上やつておる。これは日本文化国家の一つの具体的な現われとしてやつたのです。そういうものがいつの間にか官僚統制の方向に向つておる。高田君は内輪に言つたやうですけれども、私はこういう一つの機構の中にすでに現われておる、こう思ふのですが、この点どういふふうな説明されますか。この点だけ何つておきましてあとに保留しておきます。

○政府委員(寺中作雄君) 臨時免許状はこれは一年限りのものでございまして、やはり教員が足りない、その補完としてなつておる者で、臨時免許状を有する者がたくさん学校にいます。これは、本来の本旨ではないのであります。そういう性質の教員でございまして、この図書館職員、司書、司書補になりまして、やはり教員としての相当の教科課程に通じた教養の上に、図書館職員としての教養を持つた者を専門職の司書、司書補にするという趣旨でございまして、ですから仮免許状の者はこれは当然講習を受ける資格を持つておるものであります。この趣旨からいふと、法制化をいたしまして、図書館職員の資格を向上させようという趣旨から出ております。この法律の本旨からいいますとやはり臨時免許の者は一応除外したほうがいいんじゃないかと考へます。

○岩間正男君 私は去年の暮矢嶋君と九州を廻つて宮崎へ行きまして宮崎の図書館長は非常に特色のある作家の中村地平君がやつておる。よく話を聞いて見ましたけれども、非常に個性のある、そういう人で、恐らく日本の図書館の中でも宮崎の図書館はいろいろな意味で注目する余地があると思ひます。本の冊数にしても、いろいろ映画の試写のルームを持つておるとか、録音の、いろいろレコードを聞かせる部屋を持つておるとか、その他探集とか、そういう方面から見ますと非常に特色がある。雰囲気も非常によい。そういうふうな人を仮に司書に、これはやはり資格とか何とかといふことで来るといふと、僕はどうも官僚

的な匂いで、今の図書館といふのはそういう個性豊かなものに行かない。私はあれを見て来て、時間の関係上から中村君と懇談することはできませんでしたが、流石に作家の中村地平といふ人の匂いといふものは全館の中に溢れておる。こういうものを見たときに司書とか系統付けて、今日こういう資格で免許状がなければいけないというところになると、本當にこれは日本の図書館といふものを本當に運営する道はあるのかどうかといふこと、根本的な問題も多くなる。これは一つあなたたち研究して頂きたい。單に体系付けて昔の学校の何か片割れみたいなものにならなければ、そういう系統的な官僚的なものをおかなければ日本の図書館はできないといふことは逆に伸びるものにマイナスになる。本當に文化的な豊かさを持つて伸びるものが逆に抑えられて、或る制限の下におかれるといふことは非常に私は憂へる。具体的に私はそういう面で見ると例を見て来たものでありますから、中村君のような人がどんなに教授になつて日本の文化のために後進の指導に當るといふことは大いに発展の方向にこれは個性を發揮させ、その個性そのまま育てる手を大きく加へることになる。余りにこういう中央統制的な手を加へるといふことは日本の民主主義の一つの逆コース以外にならないと思ひます。この点は研究する余地があると思ひます。是非これは寺中局長あたりはこういう点で非常に造詣深いんですから是非一つ考へてもらいたい。

○相馬助治君 残余の議事は取扱を理事会で適當に考へることとして、本日

はこれを以て散会せられるよう動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(橋原眞隆君) ちよつと皆さんにお諮りします。明日午後文部省設置法の一部を改正する法律案について内閣委員会と連合委員会を申込んであります。明日午後これを取つたら、明日の午前には今日の国立学校設置法の一部を改正する法律案と、今日ここに取つてもらつた図書館法の一部を改正する法律案と著作権の特例法案を一つ御審議を願う。こういうことに明日は御了承願ひたいと思ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(橋原眞隆君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員(橋原眞隆君) 速記を始め。それでは散会することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(橋原眞隆君) 散会いたします。

午後零時三十九分散会

五月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第十八條第一号」を削り、同條第三項中「第十八條第八号」を削る。

第五條第二項を削る。

第八條中「五人」を「三人」に改める。

第九條第三項中「三人」を「二人」に改める。

第十一條第一項中「委員中二人」を「他の委員」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 文部大臣は、委員中何人も所属してゐなかつた一の政党にあらたに二人以上の委員が所属するに至つた場合には、これらの者のうち一人を、兩議院の同意を経て、罷免する。

第十一條第四項中「各号」及び「員数の」を削る。

第十四條第一項中「二人以上の」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 委員会の議事は、委員の過半数で決する。

第十六條の見出しを「事務局」に改め、同條中「事務局を置き、事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置く。」を「事務局を置く。」に改める。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條及び第十八條 削除

第十九條を次のように改める。

(事務局長及び次長)

第十九條 委員会の事務局に事務局長及び次長一人を置く。

2 事務局長は、委員長長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
第百十六條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

(この法律施行の際現に文化財保護委員会の委員である者)

2 この法律施行の際現に文化財保護委員会(以下「委員会」という。)の委員である者は、文化財保護法(以下「法」という。)第十條第一項及び第百二十條の規定にかかわらず、この法律施行の日においてその職を失うものとする。但し、この法律施行後の委員会の委員として再任されることを妨げない。

(最初の委員の任期)

3 この法律施行後の委員会の最初の委員の任期については、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に限り、法第九條第一項の規定にかかわらず、その後最初に召集された国会において両議院の事後の承認を得れば足りる。

4 文部大臣は、前項の規定による両議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

(最初の委員会の招集)

5 この法律施行後最初の委員会は、改正後の法第十四條の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

(最初の委員の任期)
6 この法律施行後初めて任命される委員会の委員の任期は、法第十條第一項の規定にかかわらず、最初に委員長長の職務を代理する委員とされた者については二年、最初に委員長となつた者及び最初にその職務を代理する委員とされた者以外の者については一年とする。